平成２４年（フ）第７４８３号
東京都練馬区高野台３丁目33―21―103
債務者　杉本　幸子
1　決定年月日時　平成24年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月20日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月20日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第２５４号
静岡県浜松市東区丸塚町523番地の７
債務者　森　あけみ
1　決定年月日時　平成24年７月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月21日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月21日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２４年（フ）第５９０号
東京都小平市小川町１丁目1074番地グランドールコスモ208号
債務者　花園　一晃
1　決定年月日時　平成24年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月６日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月６日午後３時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第１２２５号
横浜市保土ケ谷区峰沢町105番地　峰沢団地３棟401号
債務者　皆川　智史
1　決定年月日時　平成24年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月６日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月７日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１２６６号
横浜市泉区中田南４丁目５番31号　メゾンケーエム101
債務者　長谷川奈々
1　決定年月日時　平成24年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月６日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月７日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第３５６号
栃木県那須塩原市島方670番地４
債務者　善方　　勉
1　決定年月日時　平成24年７月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月７日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月３日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第２３４号
岡山市北区奉還町４丁目３番10号　三宅会計ビル406
債務者　河相　　翼
1　決定年月日時　平成24年７月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月７日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月21日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２６８号
岡山県備前市木谷391番地２、旧住所岡山県備前市野谷563番地１
債務者　仲西　和美
1　決定年月日時　平成24年７月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月７日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月14日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第３４５号
栃木県宇都宮市田野町595番地139
債務者　長嶋　浩之
1　決定年月日時　平成24年７月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月７日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第３６１号
栃木県宇都宮市松原１丁目８番37号　ミヒロハイツ101、前住所栃木県宇都宮市宝木本町1149番地９
債務者　山下美枝子
1　決定年月日時　平成24年７月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月７日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第３６２号
栃木県宇都宮市松原１丁目８番37号　ミヒロハイツ101、前住所栃木県宇都宮市宝木本町1149番地９
債務者　山下　　嘉
1　決定年月日時　平成24年７月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月７日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第３６９号
栃木県宇都宮市江曽島町1036番地15　シティハイム北原コーポⅠ―202
債務者　箕輪　勝尉
1　決定年月日時　平成24年７月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月７日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第３７３号
栃木県日光市今市540番地
債務者　山口　和美
1　決定年月日時　平成24年７月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月７日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第５７３号
東京都小平市小川町１丁目465番地の３
債務者　田仲　静子（旧姓川内）
1　決定年月日時　平成24年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月12日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月12日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第１４０号
北海道帯広市南の森西１丁目７番５号
債務者　日下　卓哉
1　決定年月日時　平成24年７月９日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月13日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月20日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係